

交通災害共済重要事項説明書

以下の「契約概要」および「注意喚起情報」は共済契約の申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

必ずお読みいただき、内容をご確認・了承のうえ、お申し込みください。

また、ご加入者（被共済者）が契約申込人と異なる場合は、この書面に記載された内容を必ずご加入者の方全員にもご説明ください。

本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありません。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご参照ください。

ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

神戸市民生協 〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル8階
TEL. 0120-81-9431 営業時間 9:00~17:30 (土・日・祝日休業)

契約概要

1. 共済契約のしくみ

1-1. 制度のしくみ

日本国内で起きた交通事故による加入者（被共済者）の死亡（後遺障害）、傷害入・通院を保障する制度です。共済期間中に共済事由が発生した場合に、次の共済金をお支払いします。

- ① 死亡共済金・・・事故の日から180日以内にその傷害がもとで死亡した場合にお支払いします。
- ② 後遺障害共済金・・・事故の日から180日以内にその傷害がもとで当組合の定める後遺障害が生じた場合にお支払いします。
- ③ 医療共済金・・・事故の日から180日以内のその傷害による入・通院の日数に対してお支払いします。ただし、通院は、実通院日数90日分を限度とします。

詳しくは加入案内書やホームページにてご確認ください。

1-2. 契約者

契約者になれる方は、当組合の組合員の方に限られます。兵庫県内にお住まいか、職場がある方ならどなたでも1口（50円）以上の出資で組合員になることができます。ただし、契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約は終了し、組合を脱退していただきます。

1-3. 加入者（被共済者）

加入者（被共済者）になれる方は、契約者および契約者と同一の世帯に属する方です。

1-4. 共済金のご請求

共済事由が発生した場合は、遅滞なく事故の発生状況等を当組合にご通知ください。

共済金の支払請求権は、3年間行使されない場合、時効により消滅します。

1-5. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は被共済者です。ただし、被共済者が未成年の場合は契約者または親権者とします。
- (2) 被共済者の死亡に際して支払われる共済金（死亡共済金）については、次に掲げる順位で上位の方を死亡共済金受取人とします。
 - ① 被共済者の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、被共済者または内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がある場合を除きます。以下同様。）
 - ② 被共済者と同一世帯に属していた被共済者の子、父母（養父母を上位とします。以下同様。）、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③ 被共済者と生計を一にしていた上記②以外の親族
 - ④ 上記②に該当しない被共済者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹注）同順位の死亡共済金受取人が2人以上ある場合は、他の同順位者の委任状を添付した代表者1人により、支払うものとします。

2. 保障内容

保障内容は、コースにより異なります。コース表および説明事項を必ずご確認ください。保障内容をご了承のうえ、希望されるコースにお申し込みください。

3. 共済期間および契約更新

共済期間は保障開始日から1年間です。

共済契約を更新しようとする契約者は、掛金払込期日（満了日の前日）までに掛金を払い込まなければなりません。

なお、口座振替払いの契約については、契約者から更新しない意思または変更の申し出がない限り、当組合は共済契約更新の申込みがあったものとみなし、当組合がこの申込みを承諾したときは掛金の請求を行います。当組合の指定日に掛金引落しが完了した場合、契約を更新します。

ただし、当組合が共済契約の更新を不適当と認める場合等、更新できない場合があります。

4. 契約金額の最高限度

ご契約いただけるコースは、1口（100万円保障型）～3口（300万円保障型）を保障限度額とします。

注）1人の被共済者が複数のコースに加入される場合は、その合計が3口までとなります。

5. 掛金額

共済掛金は年払いで、1口（100万円保障型）あたり次のとおりです。

- ① 一般の人 1,000円
- ② 15才以下 800円
- ③ 職業運転手（タクシー・ハイヤー） 4,000円
- ④ 職業運転手（③以外） 1,600円

2口以上の契約については、上記金額にその口数を乗じてください。

6. 共済掛金の払込方法

掛金は年額（一括払込）で、払込方法については、現金払込、ゆうちょ銀行またはコンビニエンスストアからの払込、口座振替のいずれかになります。口座振替の場合は、組合の指定日（金融機関が休業の場合は翌営業日）に指定の預貯金口座から、掛金をお払い込みいただけます。詳しくは加入案内書等をご参照ください。

7. 解約返戻金

共済契約を解約した場合は、その解約の日が共済契約の効力発効の日から6ヶ月以内の場合に限り、共済掛金の1/2の額を契約者に払い戻します。

注意喚起情報

1. クーリング・オフの制度

初回申込時に限り、共済契約の申し込みを撤回することができます。申込を撤回したい場合は、初回掛金払込予定日以後10日以内に、組合へ書面によりお申し出ください。

2. 加入申込書の記載（告知義務）

加入申込書には正確な事実を告知ください。事実でないことを告知された場合は、契約が解除され、共済金が支払われませんのでご注意ください。

3. 共済契約の責任開始期

初回申込みにおいては、組合が契約を承諾した場合、初回掛金相当額を受け取った日の翌日の午前0時から保障は開始されます。

4. 共済金をお支払いできない場合

- (1) 共済契約が無効の場合、解除された場合または消滅した場合

- (2) 故意または重大な過失による事故の場合（闘争・犯罪行為を含みます。）
 * 自殺行為、自傷行為、専用軌道敷地内への立ち入り、しゃ断機または警報機が作動中の踏切内への立ち入りなどによる事故が該当します。
- (3) 飲酒運転中または無免許運転中の事故の場合（その事実を知りうる同乗中の加入者を含みます。）
- (4) 麻薬、覚醒剤、シンナーおよび毒物・劇物などの摂取・吸入により正常な運転が不可能なおそれがある状態で運転中の事故の場合
- (5) 競技、訓練その他通常の車両の運行以外の目的で運転中の事故の場合（暴走行為を含みます。）
- (6) 戦争その他事変または天災による事故の場合
- (7) 正当な理由なく、調査や調査に必要な書類の提出や報告を拒んだり妨げた場合
- (8) 医療共済金（入院・通院共済金）は、異なる交通事故を直接の原因とする場合であっても重複してはお支払いしません。

5. 共済金が減額される場合

- (1) 他人を死亡させた事故で、かつ被共済者に法令違反があった場合
- (2) 最高速度違反、信号無視その他これらに準ずる程度の法令違反による事故の場合

6. 共済金が制限される場合

- (1) 頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛については、医師により科学的に他覚所見があると証明された場合を除き、入院・通院を問わず、事故の日から60日の期間内の実治療日数を限度とします。
- (2) 被共済者が、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書等の公的な証明書がなく、第三者の現認証明書の場合、お支払いする共済金は、ご加入1口の場合は2万円、2口の場合は4万円、3口の場合は5万円を限度にお支払いします。

7. 契約の無効・取消・解除・消滅

- (1) 契約が無効となる場合
- ① 契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき
 または加入者（被共済者）が加入者（被共済者）の資格の範囲外であったとき
- ② 加入者（被共済者）が保障開始日の前にすでに死亡していたとき
- ③ 加入者（被共済者）が契約金額の最高限度額を超えて加入したときはその超過分
 契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。その場合の掛金は、3年間分を限度に返還します。
- (2) 契約が取消となる場合
 契約の締結に際して契約者、加入者（被共済者）が詐欺または強迫の行為をしたときは共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた共済掛金は返還しません。
- (3) 契約が解除となる場合
- ① 告知義務違反による解除
 契約締結の当時、故意または重大な過失により、共済契約の申込時にこの組合が質問した告知事項について、この組合に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げた場合
- ② 危険増加による解除
 加入者（被共済者）が次の職業に就き、危険の増加が生じた事実について、契約者が故意または過失によって遅滞なく通知しなかった場合
- (ア) タクシー（ハイヤー）またはそれ以外の運転を業とする運転手
 (イ) タクシー（ハイヤー）以外の運転を業とする運転手がタクシー（ハイヤー）の運転手になられた場合
- ③ 重大事由による解除
 (ア) 共済契約者もしくは被共済者の故意または重大な過失により

事故が発生した場合

- (イ) 被共済者の無免許運転中または飲酒運転中に事故が発生した場合（それを知り得る同乗中の被共済者も含みます。）
- (ウ) 共済金請求者が共済金支払請求書類に故意に事実と相違することを記載したり、それらの書類を偽造、変造した場合
- (エ) 正当な理由がないのに、事故の調査を拒んだり、妨げた場合
- (オ) 共済金受取人が、共済契約に基づく共済金の支払請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (カ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合
- (キ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
- (ク) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
- (ケ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (コ) 上記(7)～(ケ)に掲げるもの他、この組合の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事実が生じた場合
 契約が解除の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
- (4) 契約が消滅となる場合
- ① 加入者（被共済者）の交通事故によらない死亡
- ② 「4. 共済金をお支払いできない場合（1）～（6）」に掲げる事由を原因とする死亡
- ③ 残存共済金が、契約当時の共済金額の5分の1未満になったとき

8. 掛金払込猶予期間と契約の失効

共済契約を更新する場合は、共済契約満了日の前日までに掛金を払い込まなければ、契約は終了（失効）します。口座振替の場合は、掛金払込期日から2ヶ月以内（払込猶予期間）に払い込まなければ、契約は失効します。契約が失効した場合、契約満了日の翌日以後に発生した事故は保障されません。また、口座振替の場合で、申込日から3ヶ月以内に初回掛金相当額が払い込まれない場合は、その申込は取り消されたものとして取り扱います。

9. 共済契約の解約と解約返戻金

契約者は契約を将来に向かって解約請求書により解約できます。共済契約を解約した場合は、その解約の日が共済契約の効力発効の日から6ヶ月以内の場合に限り、共済掛金の1/2の額を契約者に払い戻します。

※ご契約の際に告知いただいた内容に変更が生じた場合は必ずご連絡ください。

ご加入後、契約内容に次のような変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。
 ご連絡がない場合は契約が解除され、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 契約者や加入者（被共済者）の氏名、住所、電話番号、職種等登録内容の変更
- (2) 身体の傷害を担保する他の共済契約や保険契約を同一加入者につき締結するとき、またこれらの契約があることを知ったとき
- (3) 加入者（被共済者）が次の職業に就いたとき、または辞めたとき
- ① タクシー（ハイヤー）の運転を業とする運転手
 ② 上記①以外の運転を業とする運転手

※交通災害共済は課税所得控除の適用外です。